

蔵王町認定こども園（永野）・遠刈田幼稚園給食調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本町では、公立の認定こども園及び保育所の2施設の給食調理業務について、自園調理にて提供してまいりました。また、2つの公立幼稚園で配食弁当サービスを導入し昼食を提供しております。

令和7年度より、公立幼稚園が1園、公立認定こども園が2園の形に統廃合することに伴い、現行の永野保育所と永野幼稚園、遠刈田幼稚園の給食を合わせた食数を、増設する認定こども園（永野）で調理し、提供することとなりました。

今後、調理スタッフの休退職や新型コロナウイルス感染症等の影響を受けずに安心安全で美味しく、かつ、質の高い給食を安定的に提供できる体制づくり、及び、認定こども園事業に係る事務及び経費のスリム化を図るため、令和7年4月から給食調理業務の外部委託を導入します。

本業務の実施にあたっては、その性質上、衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要となることから、豊富な経験と高い専門性をもつ事業者を選定することを目的に、広く事業者を募集し、ご提案いただいた企画等を一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施いたします。

2. 業務の概要

(1) 業務委託名

蔵王町認定こども園（永野）・遠刈田幼稚園給食調理等業務委託

(2) 対象施設

蔵王町認定こども園（永野）

蔵王町大字塩沢字上野29番地23

蔵王町立遠刈田幼稚園

蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山21番地1

(3) 業務内容

別紙「蔵王町認定こども園（永野）・遠刈田幼稚園給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、この仕様書は現時点での暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者（以下「優先交渉権者」とする。）の提案内容を基に発注者と協議して決定する。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 総委託料の上限額

63,300,000円

※3年間（36か月間）分の総計で消費税及び地方消費税を含む。

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、業務委託に係るプロポーザル参加意向申出書（様式第1号）提出時点において、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）令和5年度及び令和6年度蔵王町建設工事等競争入札参加登録資格承認者名簿に登録されている者であること。

（3）蔵王町建設工事入札参加業者指名停止要領（平成8年蔵王町訓令第5号）に基づく指名停止措置及び宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りではないこととする。

（5）蔵王町暴力団排除条例（平成24年蔵王町条例第23号）第2条に規定する「暴力団」等に該当しない者

（6）国税（消費税及び地方消費税を含む）、地方税（市町村税、都道府県民税）を滞納していない者

（7）宮城県内に本社、支社、営業所のいずれかを有する事業者で、履行場所に2時間以内で到着可能かつ即時対応の体制が確立されていること。

（8）令和6年9月1日から起算して過去3年間、当該支店等が保育所等給食業務又は学校給食業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

（9）保育所等給食業務又は学校給食業務において、食品衛生法の規定により許可を取り消された場合は、その取消しの日から起算して2年を経過していること。

（10）製造物責任法（平成6年法律第85条）第3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

（11）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園の給食調理業務の経験が豊富にあり、受託実績を5年以上有していること。

（12）業務の遂行にあたり、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月雇児保発0330第1号）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月子保発0425第2号）、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施し、原則「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添、最終改正：平成28年10月6日生食発1006第1号）に基づくこども園給食調理業務及びそれに付随する業務が可能であること。

4. プロポーザルへの参加手続

(1) プロポーザル実施要領等の交付

プロポーザルへの参加に必要な資料を次のとおり交付する。

① 交付資料

1. 蔵王町認定こども園（永野）・遠刈田幼稚園給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
2. 蔵王町認定こども園（永野）・遠刈田幼稚園給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）

② 交付期間

令和6年7月16日（火）～令和6年7月31日（水）（役場窓口交付の場合）

③ 交付方法

1. 蔵王町子育て支援課窓口での交付
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
2. 蔵王町ホームページからのダウンロード（<https://www.town.zao.miyagi.jp>）

(2) 参加申込手続

① 提出受付

令和6年7月16日（火）～令和6年7月31日（水）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※郵送の場合は、令和6年7月31日（水）17時15分までに配達された分

② 提出書類

1. 業務委託に係る公募型プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
2. 委託業者選定公募型プロポーザル参加要件確認書（様式第2号）
3. 誓約書（様式第3号）
4. 法人等の概要調査表（様式第4号）
5. 法人登記簿謄本（現在事項証明書）参加申込日前3か月以内のもの
6. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（3年分）
7. 国税及び地方税の納税証明書（参加申込日前3か月以内のもの）
8. 現在加入している生産物賠償責任保険の写し

③ 作成要領

1. 提出書類はA4版縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付すこと。
2. 提出書類1.～8.の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで正本1部、副本1部（複写可）を持参または郵送（書留郵便）により、子育て支援課へ提出すること。

④ 提出先

〒989-0892 蔵王町大字円田字西浦北10番地 蔵王町子育て支援課

⑤提出にあたっての留意点

1. 提出された書類は返却しない。
2. 必要に応じて別途資料を請求する場合がある。
3. 提案書類の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。
4. 提出された書類は実際のプレゼンテーション及びヒアリングの際の審査資料として用いる。

5. 現地確認（希望者のみ）

- (1) 場所 蔵王町立遠刈田幼稚園

蔵王町認定こども園（永野）については建設工事中のため、図面確認のみ。

- (2) 日時 令和6年7月22日（月）・23日（火）9時～12時

- (3) 留意事項

現地確認希望者は、次に挙げる事項を7月19日（金）正午までに子育て支援課へ電話で連絡ください（子育て支援課：電話0224-33-2122）。なお、申込状況により、子育て支援課で日程調整を行うため、希望日に確認できない場合があります。参加申込関係書類提出前でも確認可能とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・法人名・参加人数・参加者名・連絡先・希望日・時間（第2希望まで。希望がなければ子育て支援課で指定。） |
|---|

※現地の確認は、1社2名まで、スリッパ等の内履きを用意すること。

※確認時は、町の指示に従うこと。必要に応じて子育て支援課職員が同行します。

6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年7月17日（水）～7月24日（水）

8時30分から17時15分まで

- (2) 提出先 蔵王町子育て支援課

- (3) 提出方法 質問書（様式第5号）を持参するか電子メール

電子メールの件名は「蔵王町認定こども園（永野）・遠刈田幼稚園給食調理等業務に関する質問」とし、併せて電話により送信した旨を知らせること。

- (4) 回答期限 令和6年7月26日（金）16時（予定）

- (5) 回答方法 質問に対する回答は、蔵王町ホームページに掲載する。質問の回答にあたっては、質問者名は公表しない。なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがある。質問書に対する回答の内容は、要領、

仕様書の追加または修正とみなすものとする。

7. 第一次審査（書類審査）

（1）選定方法

- ①提出された参加意向申出に係る書類に基づき、本プロポーザルの参加資格の有無を担当課において審査する。
- ②担当課による審査の結果、参加資格要件を満たす事業者が多数ある場合は、「蔵王町認定こども園（永野）・遠刈田幼稚園給食調理等業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、業務実績及び財務状況書類等を審査し、上位数者を選定する。評価点数が同じ事業者が複数ある場合は、選定委員会の総合的な審査により選定する。
- ③担当課による審査の結果、参加資格要件を満たす事業者が少数の場合は、選定委員会による選定は行わない。

（2）選定基準

選定にあたっては別紙「評価基準表1」の評価項目により審査を行う。なお、審査内容に対する問い合わせ、異議申立ては受け付けないものとする。

（3）参加資格審査結果通知及び提案要請書の送付

令和6年8月下旬に、業務委託に係るプロポーザル参加意向申出書に記載されている連絡担当者へ文書及びメールにて通知する。

8. 企画提案書等の書類提出

企画提案書の提出を要請された事業者は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

（1）提出日時 令和6年9月2日（月）～9月30日（月）

8時30分から17時15分まで

（2）提出先 蔵王町子育て支援課

（3）提出部数 正本 1部、副本 10部

（4）提出方法 窓口への持参又は郵送（書留郵便）

※郵送の場合は、令和6年9月30日（月）17時15分までに配達された分

（5）提出書類

1. 企画提案書（様式第7号、第8号の1～5）
2. 見積書（様式第9号）
3. 各年度の見積積算内訳書（任意様式）

（6）作成要領

1. 提出書類はA4版縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズ10.5ポイント以上とすること。
2. 提出書類 1.～3.の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

(7) 留意事項

1. 企画提案書のほか、既に提出されているプロポーザル参加意向申出書（様式第1号）提出書類一式も審査の対象となる。
2. 提出された書類の内容の変更または書類の追加はできないものとする。ただし、町が必要と認めた場合はこの限りではない。
3. 申請書類は理由を問わず、一切返却しない。
4. 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
5. 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
6. 申請書類は情報公開の請求により開示することがある。
7. 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属する。なお、本事業の運営に関し公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、申請書類等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
8. 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

9. 優先交渉権者の選定方法等

(1) 選定方法

- ① 選定にあたっては、選定委員会が、企画提案書等及び参加事業者のプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、総合的に業務実施能力を審査した上で、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。
- ② 評価点数の合格点が同じ提案が複数ある場合は、見積金額の安価な方の提案をした参加事業者を上位とする。この場合で、見積金額が同じ提案が複数ある場合は、当該参加事業者の順位はくじ引きにより決定する。
- ③ 審査の必要に応じて、参加事業者が受託している保育園等調理室の現地調査を行うことがある。現地調査を実施する場合は、参加事業者に別途通知する。

(2) 選定基準

選定にあたっては別紙「評価基準表2」の評価項目により審査を行う。

10. 第二次審査（審査会）

企画提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 日時 令和6年10月10日（木）・11日（金）
※詳細な時間、場所は別途連絡します。
- (2) 実施内容 企画提案書の説明（15分以内）を受け、選定委員会による質疑（15分）を行います。なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとする。
- (3) 実施方法 提出済みの企画提案書により、プロジェクター等を使用して実施する。スクリーンは町で用意するが、パソコン及びプロジェクターは提案者で用意すること。

- (4) 説明者 業務担当者を含めて3人までとする。
- (5) その他 プレゼンテーションは非公開とし、選定委員会委員への事前接触は認めない。違反した場合は当該申請を無効とするので、十分に注意すること。

1 1. 選定結果の通知・契約手続き等

(1) 選定結果通知及び公表

選定結果については、応募者全員に文書及びメールで通知するとともに、応募の概況、審査内容の概要については本町のホームページに公表する。なお、審査内容に対する問い合わせ、異議申立ては受け付けないものとする。

(2) 選定結果の通知の予定時期

選定終了後、速やかに通知する。(令和6年10月中旬)

(3) 契約手続

- ① 選定委員会による審査結果に基づき、仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、予算の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により優先交渉権者と契約を締結することができない場合は、次点者以降、審査結果順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者と契約の手続きを行うものとする。
- ② 本事業に係る契約は、本プロポーザル結果に基づく随意契約（地方自治法施行令第167条の2）とし、手続及び契約書は、蔵王町財務規則（平成7年3月28日規則第7号）の定めるところによるものとする。
- ③ 本公募型プロポーザルにより委託業者が選定され、締結された契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約とする。

1 2. 公募のスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和6年7月16日（火）
参加申込書受付	令和6年7月16日（火）～7月31日（水） ※17時15分必着
現場確認（遠刈田幼稚園） 希望者のみ	令和6年7月22日（月）・23日（火）9時～12時 ※認定こども園(永野)調理室は建設中のため図面確認のみ
質問受付期間	令和6年7月17日（水）～24日（水）17時15分必着
質問への回答期限	令和6年7月26日（金）16時（予定） ホームページ掲載
第一次審査（書類審査）	令和6年8月21日（水） ※参加資格要件を満たす事業者が多数のとき実施

参加資格審査結果通知及び 提案要請書の送付	令和6年8月下旬
企画提案書提出期間	令和6年9月2日(月)～9月30日(月)
第二次審査(審査会) プレゼンテーション	令和6年10月10日(木)・11日(金)
審査結果通知	令和6年10月中旬
契約書締結	令和6年10月下旬
業務の開始	令和7年4月1日

※期日は予定のため、変更になる場合があります。

13. 失格要件

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 必要書類が期日までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書の額が上限額を超えている場合
- (5) 見積書の額が異常に低額であるなど不当廉売行為等健全な商習慣に違反すると選定委員会が判断した場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他手続き等に重大な誤りがある場合

14. 担当部署

蔵王町子育て支援課(担当:奥山)

〒989-0831 蔵王町大字円田字西浦北10番地

電話 0224-33-2122

FAX 0224-22-7010

E-mail kosodate@town.zao.miyagi.jp

評価基準表 1

審査項目	評価の観点	配点	
法人等の 概要調査表 (様式第4号)	1. 保育所・こども園・学校給食における豊富な給食調理業務実績があるか。	20	60
	2. 現在、保育所・こども園給食調理業務を受託しているか。	10	
	3. 豊富な人材がいるか（有資格者等）。	10	
	4. 積極的に社会貢献活動（障がい者雇用、環境保全（ISO認証等）、次世代育成、男女共同参画、地域貢献活動等）に取り組んでいるか。	10	
	5. 集団給食業務に関する従業員研修の機会を多く設け参加させているか。	10	
財務諸表 (貸借対照表、 損益計算書)	1. これまで損益上の欠損や債務超過がないか。	20	40
	2. 安定的、堅実な経営がなされているか。	20	
合計		100	

評価点の基準

評価にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の評価点の基準によるものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 特に優れている | 配点の5分の5 |
| (2) 優れている | 配点の5分の4 |
| (3) 普通 | 配点の5分の3 |
| (4) やや劣っている | 配点の5分の2 |
| (5) 劣っている | 配点の5分の1 |
| (6) 項目の記載なし | 0点 |

評価基準表 2

審査項目	評価の観点	配点	
会社概要	1. 事業者の経営理念及び財政基盤の安定性	5	10
	2. 保育所・こども園における給食調理業務実績や大量調理施設における給食調理業務実績、長期にわたり保育所・こども園での調理業務を運営している実績、業務契約をしている実績等	5	
こども園給食に対する基本的な考え方・食育活動について	1. 乳幼児期の食の重要性やこども園給食が保育の一環であることへの理解度を含むこども園給食に対する事業者の基本的な考え方	10	15
	2. 安全安心な給食の提供や、乳幼児期における食育を推進する上で、事業者が協力することが可能な提案	5	
安全衛生管理体制	1. アレルギー対応食に関する基本方針及びノウハウや、当該業務におけるアレルギー対応の実施体制	5	30
	2. 食中毒や異物混入等の事故に関する具体的防止対策及び事故発生時等、緊急時の対応方針と再発防止対策	5	
	3. 「大量調理施設衛生管理マニュアル」等、衛生管理の諸規定に基づいた衛生管理の実施	5	
	4. 事業者独自の衛生検査の具体的内容・頻度・実施者・対象者が明確に提示され、調理従事者の細菌検査（検便）や健康診断を実施し、日常の健康状態を点検し、従事する体制がとられているか。	5	
	5. 衛生管理業務に関する事業者独自の提案	5	
	6. 遠刈田幼稚園へ給食を安全、衛生的に配送、配膳するノウハウがある	5	
	7. 遠刈田幼稚園へ給食を配送、配膳時の事故発生時等の緊急時の体制	5	
調理従事者等の教育・研修計画	1. 特別食（離乳食・アレルギー対応食）への対応研修内容、年間計画及び研修実施機関	5	10
	2. 事業者の年間研修内容（調理技術・衛生管理等）や研修実施機関	5	
調理従事者の配置・業務実施体制	1. 現場責任者として、こども園等給食調理施設における経験豊富かつ食品衛生責任者となり得る者等の配置	5	15
	2. こども園等給食調理業務等の経験豊富な有資格者（調理師等）の配置・適正な人員配置の予定		
	3. 必要に応じた調理員の配置や休暇等に対応した代替職員の配置等、安全安心なこども園給食の提供のための業務実施体制の考え方	5	
	4. 経験豊富かつ有能な人材を多く確保するためのノウハウの構築		
5. 調理従事者に給食業務への意欲を持たせ長期雇用するための工夫	5		
6. 町会計年度任用職員を優先的に雇用でき、その際の給与等の水準が低下しない			
7. 災害等緊急時の人員確保等、会社の対応・体制の考え方や町の指示を迅速かつ的確に伝達する組織体制の確立	5		
業務遂行能力	1. 調理現場及び社内の指揮命令系統	5	10
	2. 給食停止になった場合の緊急対応と具体的な対応策、応援体制の整備	5	
業務委託料	1. 見積書は適正に算定されていて妥当か	10	10
合計		100	

評価点の基準

評価にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の評価点の基準によるものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 特に優れている | 配点の5分の5 |
| (2) 優れている | 配点の5分の4 |
| (3) 普通 | 配点の5分の3 |
| (4) やや劣っている | 配点の5分の2 |
| (5) 劣っている | 配点の5分の1 |
| (6) 項目の記載なし | 0点 |